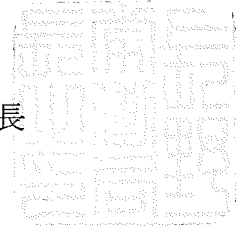


長野労働局 0727 第1号
平成30年8月7日

一般社団法人長野県経営者協会 会長 殿

長野労働局長



「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の
周知について（要請）

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号。以下「改正法」という。）につきましては、本年4月6日に第196回国会に法律案が提出され、同国会において、一部修正の上、本年6月29日に可決成立し、同年7月6日に公布されています。

働き方改革を実現するためには、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者においても働き方改革の趣旨をご理解頂いた上でしっかりと取り組んで頂くことが重要だと考えています。

つきましては、別添1、2のとおり改正法周知資料を送付いたしますので、これらの趣旨をご理解いただき、別添1の周知用資料を貴殿の傘下企業の皆様に配付する等により、改正法の内容の周知について、特段のご配慮をお願いいたします。